

Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関係する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

1 相談支援

(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援

<現状及び課題>

- 本県及び名古屋市においては、それぞれ愛知県精神保健福祉センター（以下、「県精神保健福祉センター」という。）及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼ（以下「こころぼ」という。）をギャンブル等依存症相談拠点とし、依存症相談員の配置、専門相談窓口の開設、さらに市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員を対象としたギャンブル等依存症の関連研修等を実施しています。
- また、ギャンブル等依存症である者を対象に、県精神保健福祉センターにおいては、あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム「ART-G」（詳細はP26参照）を、こころぼにおいては、名古屋ギャンブル障害回復トレーニングプログラム「NAT-G」（詳細はP26）を実施しています。
- なお、県精神保健福祉センターによる「ART-G」について、2021年度から愛知県司法書士会との連携協力のもと、多重債務や消費生活に係る「暮らし相談」とともに実施することで、生活の維持・再建支援にも取り組んでいます。
- このほか、本県、名古屋市及び中核市の保健所等において、精神保健福祉に関する相談窓口の開設により、ギャンブル等依存症に関する問合せや相談を受け付けています。

- このように、ギャンブル等依存症相談拠点である県精神保健福祉センター、ここらぼそして保健所等により、相談支援及び回復支援を着実に実施のうえ、関係団体との連携協力に基づく新たな治療と生活支援の複合的な取組を展開しています。
引き続き、両相談拠点を要として、相談支援と回復支援の一層の充実に取り組む必要があります。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センター及びここらぼをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、専門相談窓口等をウェブサイト等により広く県民に周知します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、「ART-G」と「暮らし相談」を複合的に実施します。
〔保健医療局〕
- また、県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内容を踏まえた相談支援が行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、保健所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。
〔保健医療局〕
- ここらぼにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、「NAT-G」を実施します。
〔名古屋市健康福祉局〕
- 県精神保健福祉センター及びここらぼは、ギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員のギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

◇ギャンブル等依存症回復支援プログラムについて

≪ART-G≫（愛知県精神保健福祉センター 実施プログラム）

○名称

あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム
(ART-G: Aichi addiction Recovery Training program for Gambling disorder)

○経緯及び内容

- ・島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始
- ・ギャンブルに関連する悩みを抱える仲間が集まり話し合い、分かち合うことで、ギャンブルに対し、どのように対処したら良いか、テキストも用いながら、一緒に考える。

○対象者

- ・愛知県（名古屋市を除く）にお住まいの方
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき2時間）

≪NAT-G≫（名古屋市精神保健福祉センターこころほ 実施プログラム）

○名称

なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム
(NAT-G: Nagoya Addiction recovery Training for Gambling disorder)

○経緯及び内容

- ・島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始
- ・「自身のギャンブル等の問題の整理」「ギャンブル等の再発防止に向け具体的対処法と今後の備え」などについてテキストを用いてグループで学ぶ。

○対象者

- ・名古屋市内にお住まいの方（在勤・在学含む）
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき1～2時間程度）

(2) 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員における適切な支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があります。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、女性相談センターの相談員、母子・父子自立支援員及び児童相談所職員等について、以下のとおり、所定のガイドライン等に基づき対応と支援を実施しています。
- 女性相談センター（駐在室を含む）の相談員や市町村の女性相談担当は、ギャンブル等依存症について関係機関と連携して対応する旨が記載された「婦人相談所ガイドライン」（2019年7月18日一部改訂）を活用し、ギャンブル等依存症について関係機関との連携を実施しています。
- 本県及び各市の母子・父子自立支援員は、ギャンブル等依存症について相談者に関係機関の情報提供をする旨が記載された「ひとり親家庭支援の手引き」（2018年12月26日一部改訂）を活用し、相談者にギャンブル等依存症に関する支援団体等の適切な情報提供を実施しています。
- 本県及び名古屋市の児童相談所職員は、依存症などの問題を抱える保護者に対する児童相談所等における具体的な対応方法等について盛り込まれている「子ども虐待対応の手引き」（2013年8月23日一部改訂）に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症などの問題を抱える保護者に対し、適切な対応を行っています。
- このほか、2020年県計画においては、障害福祉サービス等に従事している者は、相談支援や共同生活援助（グループホーム）などの障害福祉サービス等を利用しているギャンブル等依存症である者等と関わる場合があるとしたうえで、当該従事者にギャンブル等依存症問題に対する知識や支援技術が不足していることがあるという課題を示しました。
- 発達障害者支援センター職員は、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合には相談に応じ、適切な相談機関や支援機関を案内しています。

- 女性相談センターの相談員、母子・父子自立支援員及び児童相談所職員等に加え、障害福祉サービス等に従事している者及び発達障害者支援センター職員といった福祉関連従事者には、様々な課題に応じた研修機会などの活用により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知を図っています。
- また、本県においては、障害福祉サービス等に従事している者等に対しては、ギャンブル等依存症を含む精神障害について、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修などを実施しています。
引き続き、福祉関連従事者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

<今後の取組>

- 福祉関連従事者は、相談等支援に当たって、ギャンブル等依存症問題が関係する場合には、ガイドラインや手引き等に基づき、様々な支援に関する案内に加え、治療機関や相談支援機関との連携を図る等、適切に対応します。
〔福祉局〕
- 本県においては、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。
〔福祉局〕

(3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応

<現状及び課題>

- 消費者庁及び金融庁においては、消費生活相談窓口及び地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、「ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を周知し、現場での相談対応の円滑化及びギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築しています。
- 本県においては、2020年県計画で示したとおり、愛知県消費生活総合センターの多重債務相談及び消費生活相談で、対応マニュアル等を参考としつつ、適切に相談に応じること、こうした相談に応じる消費生活相談員等に相談事例等の研修を行うこと及び愛知県多重債務者対策協議会を活用し連携体制の構築を図ることについて、着実に実施しました。
引き続き、多重債務相談及び消費生活相談の的確かつ円滑な対応を確保する必要があります。

<今後の取組>

- 愛知県消費生活総合センターにおいて、多重債務相談等を行うとともに、ギャンブル等依存症の関係が疑われる場合については、対応マニュアル等に基づき、適切な専門機関の紹介に努めます。
〔県民文化局〕
- 消費生活相談員研修会の機会などを活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関・治療機関に関する情報の提供などに努めます。
〔県民文化局〕
- 愛知県多重債務者対策協議会にギャンブル等依存症対策担当課が参画し、ギャンブル等依存症を背景とした多重債務問題について、関係者が連携して取り組みます。
〔県民文化局〕

(4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上

<現状及び課題>

- 2013年の生活保護法改正においては、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務が規定され、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととされました。
- 保護の実施機関を担う生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する研修については、特に2つが挙げられます。
一つは、厚生労働省による生活保護担当ケースワーカー全国研修会、もう一つは、本県による初任者ケースワーカー等を対象とした生活保護関係職員研修です。いずれもギャンブル等依存症に関する知識の向上とその対応策の周知を含む内容です。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、生活保護担当ケースワーカーについて、全国研修会や本県生活保護関係職員研修などにより、ギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図っています。
引き続き、両研修などの活用により、生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図る必要があります。

<今後の取組>

- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。
〔福祉局〕

(5) 関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組

<現状及び課題>

- 公営競技では、ギャンブル等依存症の相談窓口として、全国公営競技施行者連絡協議会により、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」が設置され、全国モーターボート競走施行者協議会により、「ギャンブル依存症予防回復支援センター」が設置されています。
- 県内公営事業者は、2020年県計画に示したとおり、ポスター、リーフレット及びウェブサイト等の様々な媒体を通じて、これらの相談窓口の周知を図っていますが、引き続き、十分な周知を図る必要があります。
- ぱちんこでは、ギャンブル等依存症の相談窓口として、パチンコ・パチスロ産業21世紀会の支援により、リカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）が設置されています。また、ぱちんこ営業所には、ぱちんこ依存症防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置が進められています。
- 県内ぱちんこ営業者は、2020年県計画に示したとおり、ポスターやリーフレット等の様々な媒体を通じて、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の周知を図っていますが、引き続き、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置を進めつつ、十分な周知を図る必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存症防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組も重要な施策の一つとして指導しています。
- 県内関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競馬場及び場外勝馬投票券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・相談窓口である愛知県競馬組合総務広報課総務係について、出走馬一覧表に電話番号を掲載

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の相談窓口等を掲載した啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口を掲載したポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場内に掲示
- ・啓発週間において、場内モニターで啓発週間の告知とともに、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を紹介

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこ依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロードバイザー」として配置

【参考】安心パチンコ・パチスロードバイザーの配置数（2022年11月1日現在）

- ・配置店舗数：418店舗
- ・配置人数：2137名
- ・「安心パチンコ・パチスロードバイザー」による『安心パチンコ・パチスロードバイザー』活動の手引き（Q&A）等を活用した相談等への対応とRSNをはじめとした相談支援機関等を紹介
- ・「安心パチンコ・パチスロードバイザー」について、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者は、公営競技場及びぱちんこ営業所等において、相談対応や相談窓口の周知を行います。
- 愛知県遊技業協同組合は、「安心パチンコ・パチスロードバイザー」について、配置を推進しつつ、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組の重要性を指導します。

〔警察本部〕

2 家族への支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金を重ねる場合も多く、ギャンブル等依存症である者のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることがあります。
- また、ギャンブル等依存症は「否認の病」と言われることもあり、ギャンブル等依存症である者が自ら相談窓口や医療機関につながるものが難しく、家族等の周囲からの働きかけが重要であると言われています。
- 県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症に関する相談を実施していますが、家族からの相談件数は、2021年度で全体の半分程となっていることから、ギャンブル等依存症である者だけでなく、その家族への支援も重要であると言えます。

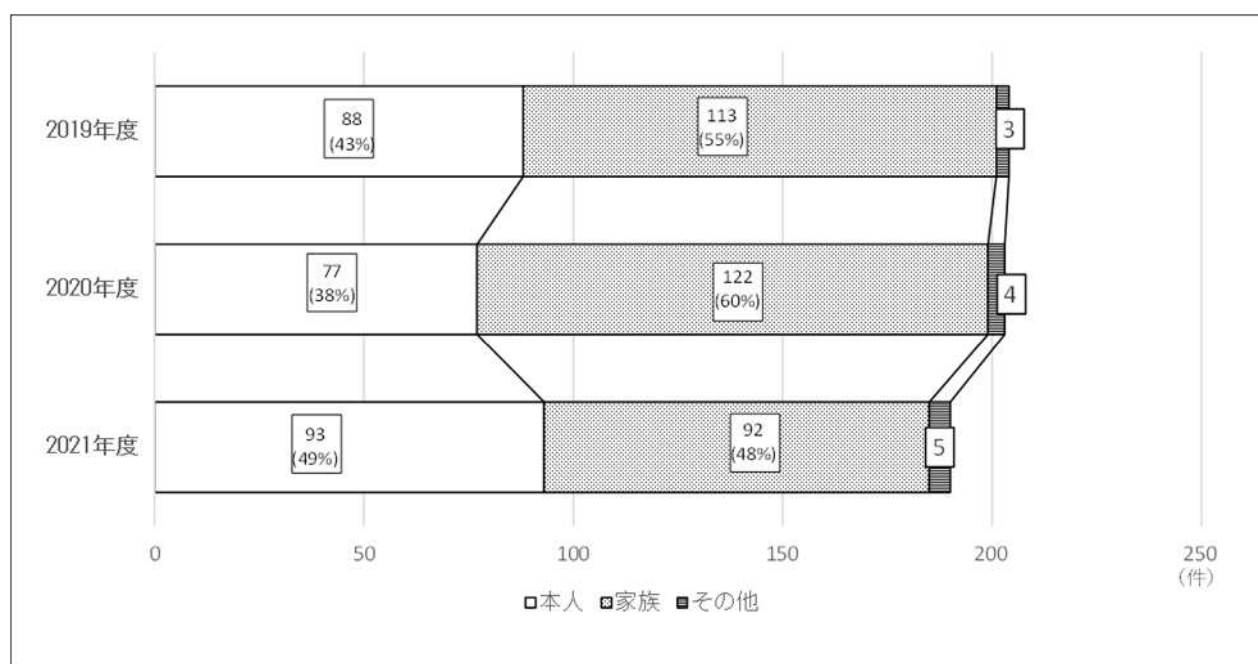


図3 県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談者の内訳（2019～2021年度 電話・面接相談実件数）

- 本県においては、2020年県計画により、ギャンブル等依存症である者の家族に対して、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が浸透していない場合もあり、家族申告によるアクセス制限をはじめとする様々な取組や相談窓口等が家族に十分に認識されていないことや、関係機関の連携による家族支援も十分ではないことを課題として示しました。

- こうした課題を踏まえて、ギャンブル等依存症である者の家族への支援として、主に以下の取組を着実に実施しました。
 - ・ 県内関係事業者における家族申告によるアクセス制限の運用と周知
 - ・ 県精神保健福祉センター、こころぼ及び保健所における家族相談の実施
 - ・ 県精神保健福祉センター及びこころぼによる家族が依存症を学ぶための講演会や家族教室の実施
 - ・ 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議において県内関係事業者と相談支援機関との円滑な連携を調整

このほか、自助グループによる家族相談や講演会等のイベントも展開されています。
- このように 2020 年県計画に定めた様々な取組の実施により、ギャンブル等依存症である者の家族への支援を強化しました。

引き続き、家族にギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解の浸透を図りつつ、適切な支援窓口に円滑につなぐため、家族への支援について、一層の充実を図る必要があります。

<今後の取組>

- 県内関係事業者において、家族申告によるアクセス制限及び「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の家族も活用できる相談支援などの周知を図ります。
- 県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした講演会実施に加え、民間団体等との連携強化により、家族相談の機会の充実をめざし、適切な支援窓口への円滑な案内に取り組みます。

〔保健医療局〕
- こころぼにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした家族教室や、家族も含む広く市民を対象とした講演会実施など、家族相談の機会の充実を図ることにより、適切な支援窓口への円滑な案内に取り組みます。

〔名古屋市健康福祉局〕
- 金融庁による注意喚起・普及啓発資料等について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーに配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用の働きかけなどに努めます。

〔県民文化局〕
- 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議について、関係事業者と相談支援機関等との円滑な連携体制の構築を図ることで、家族申告によるアクセス制限を申請した家族等に対し、必要に応じて相談窓口や治療機関につなぐ仕組づくりに取り組みます。

〔保健医療局〕

3 医療提供体制の整備

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関や専門医の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分ではありません。
- 都道府県・政令指定都市については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関の整備を進めることとされています。
- 2023年2月現在、愛知県及び名古屋市における専門医療機関等の整備状況は以下のとおりです。

表2 県内の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関

区分	種別	医療機関名	所在地
依存症専門医療機関	アルコール健康障害	桶狭間病院藤田こころケアセンター	豊明市
		刈谷病院	刈谷市
		南豊田病院	豊田市
		可知記念病院 岩屋病院	豊橋市
		上林記念病院	一宮市
		絃仁病院 八事病院 西山クリニック あらたまこころのクリニック	名古屋市
	薬物依存症	桶狭間病院藤田こころケアセンター	豊明市
		岩屋病院	豊橋市
		刈谷病院	刈谷市
		絃仁病院 西山クリニック	名古屋市
	ギャンブル等依存症	堀クリニック	刈谷市
		西山クリニック	名古屋市
依存症治療拠点機関	アルコール健康障害	刈谷病院	刈谷市
		八事病院 西山クリニック	名古屋市
	薬物依存症	刈谷病院	刈谷市
		西山クリニック	名古屋市
	ギャンブル等依存症	西山クリニック	名古屋市

- 2020年4月からアルコール健康障害について、南豊田病院始め4病院が専門医療機関に加わりました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関では厳しい状況が続いていますが、刈谷病院は薬物依存症について、2021年4月から専門医療機関に加わり、2022年4月には治療拠点機関となりました。

- しかし、ギャンブル等依存症について、名古屋市内は依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関ともに整備されていますが、名古屋市内を除く愛知県内では依存症専門医療機関の整備にとどまっています。
- なお、医療機関において、ギャンブル等依存症に関する専門プログラムの実施を拡大し、依存症専門医療機関の拡充につなげるため、県精神保健福祉センターにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を実施しています。また、名古屋市においては、依存症治療拠点機関に委託して依存症医療研修を実施しています。
- このほか、愛知県地域保健医療計画において、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化をすることとしており、ギャンブル等依存症を含む各精神疾患について対応できる医療機関を調査し明らかにしています。
- 2020年県計画において、ギャンブル等依存症を始めとした依存症専門医療機関の拡充や治療拠点機関の選定等を示しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などから、ギャンブル依存症の医療提供体制の整備は難しい状況でした。
引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ、ギャンブル等依存症の専門医療機関等の整備に取り組む必要があります。

<今後の取組>

- 県内医療機関に対し、依存症対策全国研修センターによる依存症の専門研修受講を案内し、専門医の確保を図ること等により、依存症専門医療機関の拡充に努めます。
〔保健医療局〕
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえたうえ、依存症治療拠点機関の設置に向けて積極的に取り組みます。
〔保健医療局〕
- 愛知県地域保健医療計画に基づく、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化に関する取組として、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を調査し、結果についてウェブサイト等により公表します。
〔保健医療局〕
- 依存症専門医療機関の拡充のため、ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。また、名古屋市においては、依存症治療拠点機関に委託して依存症医療研修を実施します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

4 民間団体の活動に対する支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症の自助グループとしては、ギャンブル等依存症である者等本人の集まりであるギャンブラーズ・アノニマス（以下「GA」という。）やギャンブル等依存症である者の家族等の集まりであるギャマノンがあり、全国の様々な会場で、「言いつ放し、聞きつ放し」を原則として、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを開催しています。
- ギャンブル等依存症から回復することは、当事者一人だけでは難しいため、同じ目的を持った仲間と一緒に回復に取り組むことができるよう、自助グループにつながる必要があるとされています。
- 2022年9月現在、愛知県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループは以下のとおりです。

表3 県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループ

団体名	主な活動内容
GA（ギャンブラーズアノニマス）	本人同士によるギャンブル等依存症からの回復を目指す全国規模の自助グループ ミーティングを県内各所で開催
GAM-ANON（ギャマノン）	ギャンブル等依存症の問題の影響を受けた家族等のための自助グループ ミーティングを県内各所で開催

- 本県及び名古屋市においては、2018年度より民間団体による以下の活動について、その活動の一部を助成する支援を行っています。
 - ① ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動
 - ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供
 - ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動
 - ④ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援
- また、ここらぼにおいては、自助グループ等の活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を目的とした「アクション・セッション」を実施しています。
- 本県及び名古屋市においては、2020年県計画に示したとおり、自助グループは、ギャンブル等依存症の回復等に重要な役割を担う地域の貴重な社会資源であることから、自助グループ活動の周知や助成に加え、啓発事業の連携等に着実に取り組んでいます。

自助グループについて、その意見を十分に聴取し、引き続き、活動の支援と連携の強化を図る必要があります。

<今後の取組>

- 自助グループについて、様々な活動の見学とともにヒアリングによる意見聴取を行い、回復支援活動等の周知や啓発事業を始めとした幅広い連携を図ります。

〔保健医療局〕

- 民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行うとともに、県民が民間団体を必要に応じて活用できるよう、ウェブサイト等による積極的な周知を図ります。

〔保健医療局〕

- ここらぼにおいて、「アディクション・セッション」を実施し、自助グループの活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を図ります。

〔名古屋市健康福祉局〕

5 社会復帰支援

(1) 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、円滑な社会復帰に向けて、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある就労支援関係者が知識を習得することにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- 求職者については、ギャンブル等依存症であっても、本人の自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、求職者に対して、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要があります。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援関係者に対して、様々な研修の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知を図っています。
引き続き、就労支援関係者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センター等による研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。
〔労働局〕
- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口において、ギャンブル等依存症問題に関するリーフレット等を活用し、ギャンブル等依存症により悩んでいる求職者等に対しギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する情報を伝え、適切な支援につなげられるよう努めます。
〔労働局〕

(2) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

<現状及び課題>

- 生活困窮者については、ギャンブル等依存症も含め、複合的な課題を抱える場合があるため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態に応じたきめ細かな支援が行われています。
- 支援決定を行った者のうちには、「その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害等）」を抱える者があり、依存症に関する相談も含まれています。
- そのため、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得することが必要です。
- 本県においては、2020 年県計画に示したとおり、町村部在住の生活困窮者に対する包括的な相談支援を担う福祉相談センター職員や生活困窮者支援を担う市町村職員等に対して、関連研修の機会の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図っています。
引き続き、生活困窮者支援担当職員等について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

<今後の取組>

- 国や本県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援を担当する職員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。（P30 参照）
〔福祉局〕